

せたな町を再発見 再認識してみませんか！



今年、せたな町は合併10周年を迎えますが、意外と他の区のことを知らない人が多いのでは？
郷土館や名所を訪問して、町を再発見・再認識してみませんか。

指定ポイントで、施設・名所などの看板、風景などと一緒に応募者（複数人可）が写り込んだ「来訪証明写真」を撮影し、事務局に提出してください。

全10か所訪問者の中から抽選で10人にせたな町共通商品券3000円分を進呈します。

指定ポイント

瀬棚区	北檜山区	大成区
①三本杉岩 ②立象山展望台 ③瀬棚郷土館	④玉川公園 ⑤浮島公園 ⑥せたな情報センター	⑦尾花岬（太田地区から遠写してください） ⑧大成郷土館 ⑨てつくいランド大成 ⑩親子熊岩

*指定ポイントの紹介・位置図は、町ホームページをご覧ください。

応募期間・資格

●平成27年10月30日（金）まで

●15歳（高校生）以上、かつ、せたな町民またはせたな町に通勤・通学している方

応募方法

●応募用紙「せたな町を再発見！」（町ホームページに掲載）に必要事項を記入の上、撮影した来訪証明写真10枚を添えて、事務局へ郵送、持参又はEメールで応募してください。

●来訪証明写真は次のいずれかの方法でご応募ください。

- ①各写真をプリントアウトして、A4サイズの紙に貼付して郵送又は持参
- ②各写真データファイル名を指定ポイント名にして、Eメールに添付

お問い合わせ先（応募先）

〒049-4592

久遠郡せたな町北檜山区徳島63-1

総務課まちづくり推進室

☎ 0137-84-5111

E-mail: setana-red@town.setana.lg.jp

合併10周年記念事業

「ちよつと幸せエピソード」

「桜の館」

ペンネーム 桜は糸括が好きさん（瀬棚区）

今から十年前、周りを桜の木に囲まれた家に住んでいました。早咲きのソメイヨシノに遅咲きの関山（かんざん）。この二種類の桜は一カ月ほど春を彩ってくれます。

八重咲きの関山が満開に咲き誇ると、風が吹く度に花びらが舞う、車も家も包み込むような花吹雪は、現世の桃源郷を思わすような美しさで、その光景に時間を忘れて見惚れてしまうほどでした。舞い降りた花びらは、濃い桜色の絨毯となって一面を覆い尽くし、その中にひっそりと建つ我が家は、まさに「桜の館」のような佇まいでした。

道北から道南へと移り住んだ年、桜の名所で有名な松前に行き、その美しさにすっかり魅了され、いつか桜の花びらが舞う家に住めたら幸せだろうな、と思いつつ、でもそれは、決して叶わぬ夢だとも思った若き日の自分…。

その日から十五年の時を経て家族で住んだ桜の館での日々。桜の咲く季節が巡る度に、どんなに時が流れても、夢を叶えてくれた桜の館での暮らしは、桜の色とともに鮮やかに思い出され、私の最高の宝物となっています。

せたな町を元気にすることが最大の目標です

4月20日（月）、せたな町の地域おこし協力隊員として委嘱された佐々木敬雄さん。これまで学んだ知識と経験を活かし、地域活性化に取り組みます。（委嘱は来年3月までの契約で最長3年間の延長可）そんな佐々木さんをご紹介します。



佐々木 敬雄 たかのり **profile**
1989（平成元）年4月生まれ。（26歳）独身。
せたな町北檜山区出身。平成20年3月 檜山北高等学校卒業後、4月に東京農業大学短期大学部醸造学科へ入学。卒業後、同校の国際食糧情報学部国際農業開発学科へ進学し平成25年3月に卒業。4月から東洋冷蔵株式会社へ入社。自分の経験を活かして地域活性化に貢献したいという思いから平成27年3月に同社を退社し、せたな町の地域おこし協力隊へ応募した。

地域おこし協力隊とは

総務省が支援を行い地方自治体が主体となり実施する制度です。総務省が行う「地域力の創造・地方の再生」へ向けた取り組みの一つで、平成21年実施当初は31の自治体において89人の地域おこし協力隊員が活動。平成26年には全国444の自治体で1,511人の地域おこし協力隊員が地域での取り組みを進めています。

せたな町の皆さん、初めまして。このたび、せたな町地域おこし協力隊として赴任しました。佐々木敬雄（ささき たかのり）26歳です。

せたな町には檜山北高校卒業までの18年間住んでいました。檜山北高校卒業後は東京農業大学へ進学し、味噌・醤油・お酒などを造る、醸造学と農業の勉強をしていました。

卒業後は食品会社に就職して2年間働き、今年、せたな町へ帰ってきました。当面は産業振興課に在籍し、観光のお仕事について協力させていただくことにします。

住み慣れたせたな町ですが、8年振りに帰ってきましたので、まだまだせたな町初心者です。少しでも早くせたな町に慣れて、大学生活や社会人の8年間で得た経験を活かし、せたな町のために恩返しをして、せたな町を元気にすることが最大の目標です。

地域おこし協力隊ということですが、地域の皆さんにご協力をいただきながら一緒にせたな町を盛り上げられればと考えています。みなさん、よろしくお願ひします。



5月17日（日）、北海道日本ハムファイターズ応援観戦ツアーが開催され、抽選で選ばれた約100人がせたな町からバスで札幌ドームに向かいました。

このツアーは、ファイターズの応援大使が所属する市町村の皆さんを、球団が招待してくれたもので、普段は見る事が

北海道日本ハムファイターズ応援観戦ツアー開催



できない、試合前の練習見学や栗山監督との記念撮影などファンにはたまらない球団によるサービスもありました。

観戦したオリックス戦は主砲中田選手のホームランや応援大使の近藤選手の活躍などで見事快勝。ツアーに参加した皆さんは大満足の様子でした。



後期高齢者医療制度のお知らせ

北海道後期高齢者医療広域連合
〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目
国保会館6階 ☎011-290-5601

本庁 町民児童課国保医療係 ☎0137-84-5111
瀬棚総合支所 地域町民課住民係 ☎0137-87-3311
大成総合支所 地域町民課住民係 ☎01398-4-5511

◎ 7月に平成27年度の保険料額を個別にお知らせします

【保険料の計算方法】

均等割 51,472円 (1人あたりの額)	+	所得割 平成26年中の所得 33万円 × 10.52% (本人の所得に応じた額)	=	1年間の保険料 【限度額57万円】 (100円未満切り捨て)
------------------------------------	---	--	---	--------------------------------------

- 1年間の保険料の上限額は57万円です。
- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。



Check! 年間保険料の軽減について

① 「均等割」の軽減（年額）

- 軽減は加入者と世帯主の所得の合計で判定します。
- 加入者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。
- 平成27年度から均等割2割・5割軽減に係る所得判定基準が変更されています。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	均等割の年額
33万円 かつ被保険者全員が所得 0円 ※年金収入のみの場合、受給額80万円以下	9割	5,147円
33万円	8.5割	7,720円
33万円 + (26万円 × 世帯の被保険者数)	5割	25,736円
33万円 + (47万円 × 世帯の被保険者数)	2割	41,177円

② 「所得割」の軽減

- 加入者個人の所得で計算します。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
所得から 33万円 を引いた額が 58万円以下の方	5割

③ 「被用者保険の被扶養者だった方」の軽減

- この制度に加入したときに、被用者保険の被扶養者だった方については、**所得割はかからず、均等割が9割軽減**となります。

被用者保険とは？ 協会けんぽなど、主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険などは含まれません。

Check! 保険料の減免についてご相談ください

保険料のお支払いが困難な場合は、役場本庁の「国保医療係」または各総合支所の「住民係」へご相談ください。災害、失業などによる所得の大幅な減少、そのほか特別の事情で生活が著しく困窮し、保険料のお支払いが困難な方については、保険料の減免が受けられる場合があります。

Check! 保険料のお支払方法について

保険料のお支払いは、「年金からのお支払い」と「口座振替」を選ぶことができます。

「口座振替」を希望の方は

- 役場本庁「国保医療係」
 - 各総合支所「住民係」
- までお申し出ください。

お申込みに必要なもの

- ご本人の保険証
- 口座の預金通帳とお届け印



- 「年金からのお支払い」から「口座振替」に切り替わる時期は、お申し出の時期により異なります。

- 税申告の際の「社会保険料控除」は、お支払いする方に適用されます。

※年金からのお支払いの場合、お支払いいただくご本人の社会保険料控除の対象になります

半島振興法が10年延長へ

当町も指定を受ける半島地域への支援措置などを盛り込んだ半島振興法が国会で審議され、10年の延長が決まりました。

同法は平成26年度末までの期限でしたが、超党派の議員立法による改正により10年延長され、法の目的に「半島地域における定住の促進」が盛り込まれるなど、予算措置や地方財政措置も拡充されました。

これを受け、4月16日（木）、東京都内で、半島地域を抱える県の知事

や議長、市町村長で構成する3つの協議会の主催による「これからの半島地域の振興に向けた集い」を開催。集いでは、出席した自民党の半島振興特別委員会顧問を務める二階俊博総務会長、大島理森衆院予算委員長をはじめ国会議員ら約120人の前に、全国半島振興市町村協議会会長を務める高橋町長が、壇上で法律延長について感謝の言葉を述べました。

島地域の振興に向けた集い



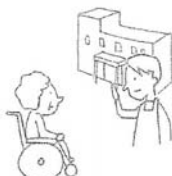
「これからの半島地域の振興に向けた集い」であいさつする高橋町長

半島振興法とは…指定を受けた半島地域の住民生活の向上と国土の均衡ある発展と地域振興を目的とし、公共事業充実などといった必要な特別措置を講ずるための法律。

【こんなとき民生委員児童委員へ】

在宅生活に関すること

- 毎日の介護で困っていること
- 福祉サービスの利用に関すること（ホームヘルプ、給食、移送、除雪サービスなど）
- 施設利用に関すること（デイサービス、ショートステイなど）
- 介護保険制度に関すること
- その他



家族関係のこと

- 結婚、離婚に関すること
- 親子関係に関すること
- 扶養に関すること
- 相続に関すること
- その他



暮らしのこと

- 住まいに関すること
- 近所付き合いに関すること
- 生活費に関すること（職業や年金など）
- 生活福祉資金など各種貸付制度の利用に関すること
- 生活保護に関すること
- 遊び場、通学路などの危険箇所に関すること
- 公害や環境衛生に関すること
- その他



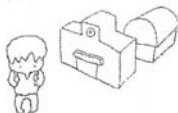
育児・教育のこと

- 育児やしつけに関すること
- いじめや不登校に気付いたとき
- 学校生活の悩みに関すること
- 非行に関すること
- 児童虐待に関すること
- その他



その他の困りごと

- 心身の疾病や障害に関する相談等



広げよう

地域に根ざした思いやり

私たち民生委員児童委員の
“あい言葉”です

民生委員児童委員は、地域の誰もが幸せで安心した生活をおくれるように応援します。何か心配ことがありましたら民生委員児童委員にご相談ください。民生委員児童委員の中には、子どものことを専門に担当し、活動する「主任児童委員」もいます。いずれも任期は3年間です。

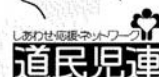
もちろん個人の秘密は守ります。



民生委員児童委員の家は青い門標が目印です。



公益財団法人 北海道民生委員児童委員連盟



地域包括支援センターは、高齢者のみなさんが住み慣れた地域で安心して生活できるように、介護、福祉、保健、医療など、さまざまな面から高齢者や家族を支援していきます。

本人や家族、地域住民などから受けたいろいろな相談を適切な機関と連携して、解決に努めます。



こんなときは地域包括支援センターへお気軽にご相談ください

介護保険や介護予防のこと

- 介護保険申請について相談したい
- 介護保険サービスの内容、利用方法について
- 身体機能に不安がある
- 今の健康を維持したい
- 物忘れが気になるようになってきた



高齢者の権利を守ります

- 訪問販売や電話勧誘販売の被害にあった
- 虐待にあっていると思われる高齢者がいる
- 家族の介護にイライラして怒ってしまう
- 金銭管理や契約行為に自信がない
- 成年後見制度に関する相談



暮らし全般のこと

- 家族介護に関すること
- 認知症高齢者に関すること
- 近所の高齢者の心配事、気になること
- 介護疲れや悩み
- どこに相談したら良いかわからない心配事



暮らしやすい地域をめざして

- ケアマネジャーへの支援や助言、医療機関や福祉関係の事業所などと連携し、高齢者の皆さんが暮らしやすい地域づくりを目指します。



各種研修会などを開催しています

地域包括支援センターでは次のような各種研修会などを開催しております。

- 認知症サポーター養成講座
- ますます元気教室
- 元気アップ会
- 介護教室
- 成年後見制度研修会
- 高齢者虐待防止研修会など

高齢者等支援員が訪問します

お体の調子や困っているところがないか、高齢者等支援員がご自宅を訪問させていただきます。介護や福祉に関すること、身の回りで困っていることなどがありましたら、お気軽にご相談ください。

訪問させていただく方は、概ね75歳以上の方のみで生活されており、継続した介護保険等のサービスを利用していない方です。(住民登録がご家族と同居となっている方は、対象とならないことがあります。)

お問い合わせ先

せたな町地域包括支援センター

北檜山区 ☎0137-84-5699

瀬棚区 ☎0137-87-3311

大成区 ☎01398-4-5511

来所できない方のお宅には、職員が訪問することもできますのでご相談ください。



消費税率の引上げの影響などを踏まえ、
所得の低い方や子育て世帯の
負担緩和のため給付します

2つの給付金。

子育て世帯臨時特例給付金

消費税率引上げの影響などを踏まえ、子育て世帯の負担緩和のため給付金を支給します。

1 支給対象者

平成27年6月分の児童手当を受給する方。（特例給付受給者を除く）

2 対象児童

支給対象者の平成27年6月分の児童手当の対象となる児童。

3 支給額

対象児童1人につき3000円。

4 申請方法

児童手当の現況届とあわせた申請書を送付します（公務員を除く）ので、下記窓口に提出してください。

5 給付方法

児童手当の受取口座へ振込します。

6 申請受付及び期間

平成27年6月1日から9月1日まで。
※受付は平日（8時30分から17時15分）のみで土、日、祝日は除きます。

7 支給時期など

申請受付後、課税状況などの審査を行ったうえで支給の可否を決定し、決定通知書を送付します。指定口座へ10月から入金されます。

臨時福祉給付金

平成27年度の「臨時福祉給付金」は、平成27年10月以降に対象となる方へ給付されます。申請時期、申請方法等については決まり次第、広報誌などでお知らせします。

1 支給対象者

平成27年1月1日時点でせたな町に住民登録があり、平成27年度の町民税（均等割）が課税されていない方。（課税されている方の扶養親族や生活保護を受けている方は除きます。）

2 支給額

対象者1人につき6000円。（昨年度行われた、年金等受給者への加算措置はありません。）

給付を装った詐欺にご注意を！

これらのことは絶対にありません

- ATMを操作するよう誘導する
- 手数料の振り込みを求める
- 口座などの個人情報を探ねる

※詐欺かもしれないと思ったら、役場や最寄りの警察署へ連絡をしてください。

児童手当現況届の提出はお済ですか!? 提出締め切りは6月30日^火まで

6月1日現在で児童手当を受給している方は、提出期日までに現況届を提出いただくことになっています。

この届けは、児童手当を引き続き受ける要件があるかを確認するためのもので、この届けの提出がないと、10月期以降の児童手当の支払いが差止めとなります。

手続きが必要な方へは、5月下旬に個別案内を送付しますので、必ず手続きをお願いいたします。



給付金や児童手当について
お気軽にご相談ください

本庁◎町民児童課
瀬棚総合支所◎地域町民課
大成総合支所◎地域町民課

☎0137-84-5111
☎0137-87-3311
☎01398-4-5511